

平成27年度第1回木津川市いじめ防止等対策委員会 会議録

○日 時：平成27年6月16日（火）14時00分から15時30分まで

○場 所：木津川市役所 4階 4-3会議室

○出席者：榎原禎宏委員、岩瀬佳代子委員、仙田富久委員、森本博一委員、

石割康平委員、後藤美穂委員、福井秀晃委員、濱喜代巳委員、

大久保由華委員、永末綾乃委員

教育委員会：森永教育長、森本教育部長、加藤理事、中川理事、

竹本教育部次長兼学校教育課長、村田指導主事

1 開会

2 新規委員への委嘱状交付（机上配布）

3 教育長あいさつ 森永教育長より

4 委員・事務局紹介

5 議事

（1）副委員長選出

石割委員が推薦され、承認された。

（2）議事録署名委員の指名

委員長が森本委員を署名委員に指名した。

（3）いじめ対策について

事務局より説明

【説 明】

昨年度の事業報告及び今年度事業計画の説明

いじめ防止基本方針、いじめ防止等対策会議については昨年度、対策委員会を2回開催した。基本方針において規定されているいじめ防止等対策チームを設置し、学校への支援を実施した。（詳細は後述）

児童生徒へのアンケートは一学期、二学期と2回実施。結果については昨年度報告しているが、後ほど改めて概要を説明。

カウンセリングルームでは約330件対応いただいた。ほとんどは不登校に関するものであったが、いじめ等のものもあり、指導へと繋がったものも

あつた。

今年度は対策チームに当対策委員会委員からもチーム員として参加し、学校支援チームとしての活動を実施している。

今年度の新規事業として小中学校いじめ担当者会議を実施している。この会議では、各校の担当者を集め、情報交換やアンケート結果の分析を行う中で、市として詳細の把握と統一した対応ができる事を目的としている。

今年度は5月に実施し、8月に二回目を予定している。いじめの報告様式を作成したことで、生徒指導報告とは別にいじめ事象のみが報告把握できるよう、改善を行った。

以上二点が本年度における昨年度からの変更点である。

続いて、昨年度のいじめ調査結果の報告と府調査との関連性などを説明。

「嫌な思いをした」小学生は約三割、中学生は約一～二割。その中で「学校がいじめと認知した」ものは、小学校で約三割、中学校で約七割と小中の差が見られた。

市の課題として、「未解消」と上がっているものの割合が一定存在している事がある。小学校で25%前後、中学校で15%が存在している結果となっている。

府の調査では一段階は「いじめ全ての数」、二段階は「一段階で未解消のものと一段階の中で程度がひどく、継続的な指導が必要であつたり、組織的な指導が必要であったもの」、三段階は「重大事態」となっている。

その中で当市の場合は二段階、特に未解消のものの割合が高い。

具体的中身に照準を当て精査・解消していくことを今年度の課題とした。

いじめと捉えられるものの具体的中身は小学校・中学校でほぼ似通った傾向にある。

【質疑応答】

委員 資料の中にいじめ調査結果の表があるが、これは市独自のものか。

事務局 市と府の結果を合わせ、作成したものである。

委員 未解消が多いと報告があつたが、未解消とした根拠については。

事務局 明確な基準は無いが、調査の時点で各校において判断し、報告してもらっている。その後指導等により解消しているものについては、この表では反映されていない。

委員 未解消の件数において、府と市の報告されている数が合わない気がするが。

事務局 府の二段階の報告にある数字は未解消のものと内容的に重度なもののが合算である。市の報告では未解消の数値のみが上がっている。中身の整合性は取れている。

委員 結果としていじめと捉えられる様な事象が小学校では全体数の2%、中学校では全体数の1%が存在している、との理解で良いのか。

事務局 お見込みのとおりである。

委員 解消の判断については、どのような基準で行っているのか。

事務局 具体的基準は設けていないが、当該児童生徒間で謝罪が済み、同様の事象が起こらない状況を確認する事で、解消としていることもあると考えている。

委員 カウンセリングルームで関わりのあったものについては全て解決の方向に向かって進んでいると捉えている。

委員 解消の判断基準はとても難しい。当該児童生徒と向かい合い、判断するしかないと思われる。完全に解消されたかについてはつきりと言いにくい部分はどうしても存在する。取組継続も含め解消としている。

委員 いじめアンケートが今年度も実施されるが、「昨年から続いている」といった項目を入れる事で未解消の事象の把握が容易になるのでは。

事務局 アンケートはその学期において、いじめ事象があったかどうかを判断するものである。続いているかについては児童生徒に個別に聞き取りを行い、判断を行う。

一年目は無記名としたが、教育相談につなげる必要があることから二年目からは判別できるようにしている。その事で継続案件かどうかは把握できるようになっている。

（4）昨年度の事例について

いじめ事象の詳細な情報を含んでいるものとなり、非公開事案とする。
事務局より市教育委員会と学校とが連携したケースについて、三件の事案の説明・協議。

（5）意見交換

委員 いじめの解消のための環境調整だけではなく、本人の自己肯定感が下がっている所を考える必要がある。関わり方について教師、保護者、専門家の協力が必要である。

また、不登校の子供については発達段階が年齢より下であることがあり、本人が安心するためにそういった点での考え方も必要である。

いじめを受け、不登校になった子どもの中には退行現象を起こしている者もいる。一般的に10歳位が自己肯定感の下がる時期である。

保護者が落ち着き、安心する事で子どもが安定することもあるため、保護者へのサポートが必要な場面もあると思われる。

委員 いじめ防止対策として開催されているが、これは不登校の問題とも関連していると思われる。例えば、家族の影響で物事が複雑化することもある。そういうた話についても、この会議でどう生かしていくか、考えていく必要がある。

委員 いじめの内容について考える会議であると思っていたが、それよりは学校側が対応に苦慮しているといった内容になっていると感じた。

いじめの中には保護者や学校が気付いていない、水面下のケースがあると思われ、そういうたったケースの方が重大であることもあると思う。

議論の方向性として現場での大変さよりも、子ども自身がどう感じているかについて考えるべきなのではないかと考える。

委員 いじめの事象自体についても考える必要がある。固定されたものではなく、刻々と変化していくものであるため客観的な把握が非常に難しい。確かに水面下のものがある可能性もある。これについては更なる議論が必要であると考える。

委員 いじめ防止対策推進法と共に成立した子どもの貧困対策の推進に係る法律というものがある。この法律に基づき、対策大綱、子どもの貧困対策推進計画が京都府で作られた。計画に基づきスクールソーシャ

ルワーカーが増員されることとなった。府では今年度より自治体ごとに、全区域を対象とするスクールソーシャルワーカー、京都府ではまなび生活アドバイザーと呼ばれている者が配備されている。配備された学校だけではなく、他の小中学校などの児童生徒も含め、福祉の観点から広い意味での貧困対策を始めとした様々な問題、またそれに起因して学校に子供が行きづらくなるような問題を含めたものに対策を講じられる様に配置されているものであるため、活用していただければ、と考える。

6 その他

事務局 次回の開催はアンケート結果報告を見据え、来年2月上旬の予定である。また、重大案件や緊急を要する事案が発生した場合は、臨時の開催もあり得る。